都留市自治基本条例

平成20年12月24日 条例第39号

れた美しいまちです。 まれた清らかな水と豊かな自然に恵ま 私たちのまち都留市は、麗峰富士に育

を担ってきました。 地方の政治、文化、経済の中心的な役割 また、古くは城下町として栄え、郡内

きるまち都留市を目指します。 びと希望にあふれ、心の豊かさが実感で 認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜 まぐるしく変化し続けています。私たち た「学園のまち」として発展してきました。 着実に育まれ、都留文科大学を中心とし 史や文化によって、都留市の教育風土が 市民は、こうした変化に的確に対応し、 一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを このような、恵まれた環境と多彩な歴 しかし、私たちを取り巻く社会は、め

要があります。 と手を取り合い、共に考え、共に行動 し、共に創るまちづくりを進めていく必 そのためには、市民、議会及び市が手

市自治基本条例を制定します。 め、まちづくりの最高規範として、都留 づくりを推進し、市民自治を実現するた ちづくりの担い手となって、協働のまち 持ち、子どもから高齢者までの誰もがま の精神のもと、すべての市民が一体感を 決定することを基本とし、都留市民憲章 私たちは、市民自らが考え、行動し、

ていると言えます。 を描き、実現する責任と義務を負っ 引き継ぎ、今以上により良い都留市 豊かな環境や歴史・風土を次世代に 都留市に関わるすべての人々は、

働のまちづくり」が必要です。 に考え、行動し、創りあげていく「協 役割を認識して、手を取り合って共 都留市に関係するそれぞれが自分の 行うのでなく、市民や市議会など、 政(市)だけがいろいろな取り組みを そのためには、今までのように行

あります。この条例こそが「都留市 や仕組みを条例として定める必要が ということをこの前文で宣言してい づくりの最高規範として制定する. 自治基本条例」であり、ここにまち は、それぞれが共有するべき考え方 この「協働のまちづくり」のために



第一章 総則

第一条 この条例は、都留市のまちづ 関する基本的な事項を定めることによ り、市民自治を進め、豊かな市民生活 明らかにし、市民、事業者、議会及び くりに関し、基本理念及び基本原則を を実現することを目的とします。 における情報の共有、参画及び協働に 務等を明確にするとともに、各主体間 市(以下「各主体」という。)の役割、責

第二条 この条例において、次の各号に るところによります。 掲げる用語の意義は、当該各号に定め

動するすべての人をいいます。 市民市内に住み、学び、働き、活

二 事業者 市内で事業活動を行う個人 及び法人その他の団体をいいます。 の権限を行う市長をいいます。 員会、監查委員、農業委員会、固定資 産評価審査委員会及び公営企業管理者 市 市長、教育委員会、選挙管理委

をいいます。 互いに連携し、公共的な事柄を自主的 る各主体が、それぞれの役割に応じて、 に決定し、地域社会を築いていくこと 市民自治 まちづくりの主体者であ

ことをいいます。 主体的に参加し、意思形成に関与する 価に至る過程において、責任をもって 参画 市の政策の立案、実施及び評

しつつ、それぞれの役割と責任に基づ 協働 各主体が互いの自主性を尊重 ものとします。 り、市民主体のまちづくりを推進する

することをいいます。 き、対等な立場で相互に補完し、協力

6

七 まちづくり 地域が抱えている様々 会のあり方を達成しようとする取組を いいます。 な課題解決を図り、目指すべき地域社 H 21.4.1

(条例の位置づけ)

第三条 各主体は、都留市のまちづくり 趣旨を最大限に尊重しなければなりま の最高規範として、この条例及びその

2 市は、総合計画その他のまちづくり び廃止に当たっては、この条例に定め る事項との整合を図らなければなりま 関する条例、規則等の制定又は改正及 に関する計画の策定及びまちづくりに

(基本理念)

第四条 都留市は、市民一人ひとりの尊 厳と自由を尊重し、市民自らの意思と 責任のもと、公正、公平かつ平等な市 民自治を確立するものとします。

的な市政運営による各主体の協働を基 切な役割分担のもと、自主的かつ自律 本とした自治を確立するものとします。 都留市は、国及び他の自治体との適

第五条 基本理念を実現するため、都留 関する情報を互いに共有することによ 市の自治は、次に掲げる基本原則に即 して行われなければなりません。 情報共有の原則 各主体は、市政に

二 参画の原則 各主体は、その役割